

平成27年 2 月

岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成27年 2 月19日

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第1号

平成27年2月19日（木）

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 岩手県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員の選挙
- 第5 広域連合長あいさつ
- 第6 議案第1号 岩手県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第2号 岩手県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第3号 岩手県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第4号 岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第5号 平成26年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第6号 平成26年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第12 議案第7号 平成27年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第13 議案第8号 平成27年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

本日の会議に付した事件

上記日程のとおり

出席議員（29名）

1番 濱 欠 明 宏 君	2番 菅 原 恒 雄 君
3番 藤 原 晶 幸 君	4番 小 原 享 子 君
5番 内 舘 勝 則 君	6番 瀧 上 清 君
7番 工 藤 由 春 君	8番 高 橋 守 君
10番 古 舘 機智男 君	11番 安 部 重 幸 君
12番 小 山 雄 幸 君	13番 千 田 勝 治 君
14番 松 坂 喜 史 君	15番 武 田 猛 見 君
16番 石 亀 貢 君	17番 八 幡 文 耕 君
18番 櫻 庭 豊太郎 君	19番 佐 藤 洋 君
21番 菊 池 孝 君	22番 阿 部 義 正 君
23番 中 崎 和 久 君	25番 浜 川 末 松 君
26番 稲 葉 暉 君	27番 千 田 力 君
28番 石 川 章 君	30番 合 砂 丈 司 君
31番 武 田 平 八 君	32番 長谷川 和 男 君
33番 鈴 木 隆 昭 君	

欠席議員（4名）

9番 梶 屋 伸 夫 君	20番 児 玉 正 彦 君
24番 笹 渡 昇 君	29番 昆 暉 雄 君

説明のため出席した者

広域連合長	谷 藤 裕 明 君	副広域連合長	民部田 幾 夫 君
事務局長	兼 田 英 典 君	次長 兼 総務課長	村 田 光 宏 君
業務課長	三 上 幸 廣 君	会計管理者兼 会計室長 事務交代	沢 田 修 悦 君

職務のため出席した者

議会書記長 村田光宏君 議会書記 鈴木健二君
議会書記 菊池一茂君

開会 午後 2時15分

◎開会及び開議の宣告

○議長（菅原恒雄君） これより、平成27年2月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は29名であります。

欠席の通告は、柗屋伸夫議員、児玉正彦議員、笹渡昇議員、昆暉雄議員、以上4名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（菅原恒雄君） 最初に、諸般の報告をします。

広域連合選挙管理委員会委員長から選挙管理委員の任期満了に伴う選挙の依頼がありましたので、選挙第1号「岩手県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員の選挙について」をお手元に資料を配付しておりますのでご了承願います。

また、監査委員から例月出納検査の結果報告2件がありましたことから、お手元に配付しておりますのでご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎議席の指定

○議長（菅原恒雄君） これより本日の議事日程に入ります。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号により進めます。

日程第1、議席の指定を行います。

新たに広域連合議会議員に1名の方が選出されましたことに伴い、議席を議長において指定いたします。

その議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

村田書記長。

○議会書記長（村田光宏君） 議席番号10番、古舘機智男議員。

以上でございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菅原恒雄君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、31番 武田平八議員、32番 長谷川和男議員の2名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（菅原恒雄君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定いたしました。

◎岩手県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員の選挙

○議長（菅原恒雄君） 日程第4、岩手県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

岩手県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員には、小野寺正孝さん、及川俱子さん、駿河隼雄さん、小田島郁子さんの4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました小野寺正孝さん、及川俱子さん、駿河隼雄さん、小田島郁子さんの4名を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、指名のとおり当選されました。

◎広域連合長あいさつ

○議長（菅原恒雄君） 日程第5、広域連合長あいさつであります。

谷藤広域連合長。

○広域連合長（谷藤裕明君） 平成27年2月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から間もなく4年が経過しようとしておりますが、県内では、被害を受けた皆様の暮らしは、依然として厳しい状況が続いております。このことから、昨年11月に招集いたしました広域連合議会定例会においてもご説明いたしましたとおり、当広域連合においては、被災された被保険者の皆様に対する支援として、後期高齢者医療の一部負担金免除措置の期間を本年12月末まで延長しているところでございます。

今後も引き続き、被災地の復興の一助となるよう、被保険者の皆様の医療の確保や健康保持増進を図り、保険者としての責務を果たしてまいりたいと存じます。

また、先ほど全員協議会のあいさつでも申し上げましたとおり、本年1月13日、国民健康保険制度の安定化などを主な内容とする医療保険制度改革の骨子が決定されたところであります。

後期高齢者医療制度のあり方につきましては、これらの実施状況を踏まえて検討が行われることとなっておりますことから、当広域連合といたしましては、今後とも社会保障制度改革の動向を注視しつつ、被保険者の皆様をはじめ、関係各位の皆様のご理解とご協力を賜りながら、高齢者の皆様一人一人が安心して医療を受けることができるよう、高齢者の健康づくりや医療費の適正化対策などの取組を着実に進め、安定した制度の運営に努めてまいりたいと存じております。

本日は、「岩手県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例」、「平成27年度広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計予算」など、8議案をご提案申し上げます。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第6、議案第1号「岩手県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

兼田事務局長。

○事務局長（兼田英典君） 議案書の1ページをお開き願います。

議案第1号「岩手県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例」についてであります。提案理由についてご説明を申し上げます。

行政手続法の一部を改正する法律の趣旨を踏まえ、法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求めることができる「処分等の求め」の手続や、法律又は条例の要件に適合しない行政指導の中止等を求めることができる「行政指導の中止等の求め」の手続の新設等、所要の改正をしようとするものであります。

以上、議案第1号につきましてご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。

議案第1号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） これをもって質疑を終わります。

意見はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第7、議案第2号「岩手県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

兼田事務局長。

○事務局長（兼田英典君） 議案書の4ページをお開き願います。

議案第2号「岩手県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例」についてであります。提案理由についてご説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の趣旨を踏まえ、広域連合が保有する特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、並びに特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講ずる等、所要の改正をしようとするものであります。

以上、議案第2号につきましてご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。

議案第2号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

武田議員。

○15番（武田猛見君） 番号制度についてなんですけれども、個人番号は国が管理するものではなくて、最終的には市町村が管理するというようなことで聞いているんですけれども、広域連合の場合には、この個人情報の管理とかそういったものはどこが行うんでしょうか。市町村なのかどうか。

○議長（菅原恒雄君） 村田次長兼総務課長。

○次長兼総務課長（村田光宏君） 広域連合が扱う特定個人情報につきましては、いわゆるマイナンバーと紐付けがあるものについては、同じレベルでの重要な取扱いをすることが求められております。

したがって、そういった紐付けがされるデータにつきましては、同じように厳重な形で広域連合が管理することとなります。

○議長（菅原恒雄君） 武田議員。

○15番（武田猛見君） あくまでも、後期高齢者の情報に限り広域連合が持つということでよろしいでしょうか。

○議長（菅原恒雄君） 村田次長兼総務課長。

○次長兼総務課長（村田光宏君） さようでございます。

○議長（菅原恒雄君） よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第8、議案第3号「岩手県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

兼田事務局長。

○事務局長（兼田英典君） 議案書の8ページをお開き願います。

議案第3号「岩手県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例」についてであります。提案理由についてご説明を申し上げます。

独立行政法人通則法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

以上、議案第3号につきましてご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。

議案第3号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） これをもって質疑を終わります。

意見はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第9、議案第4号「岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

兼田事務局長。

○事務局長（兼田英典君） 議案書の10ページをお開き願います。

議案第4号「岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例」についてであります。提案理由についてご説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度臨時特例基金に係る予算を一般会計から後期高齢者医療特別会計に変更するとともに、平成27年度における保険料軽減措置の実施に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

以上、議案第4号につきましてご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。

議案第4号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号及び議案第6号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第10、議案第5号「平成26年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）」及び日程第11、議案第6号「平成26年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

兼田事務局長。

○事務局長（兼田英典君） 次のご説明から、岩手県後期高齢者医療広域連合の組織名につきましては、省略をさせていただきたいと存じますのでご了承をお願いいたします。

議案書13ページをお開き願います。

まず、議案第5号「平成26年度一般会計補正予算（第3号）」についてであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ195万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,329万4,000円とするものであります。

議案書14ページ、15ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額の欄等をごらん願います。

また、別冊となっております平成26年度一般会計補正予算（第3号）に関する説明書についてもお目通し願います。

派遣職員の人件費負担金について、実際の派遣職員の人件費が当初の予定額を下回ったこと等により、所要額の補正を行うものであります。

次に、議案書17ページをお開き願います。

議案第6号「平成26年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億5,735万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,557億1,721万1,000円とするものであります。

議案書18ページ、19ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額の欄等をごらん願います。

なお、別冊となっております平成26年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）に関する説明書についてもお目通し願います。

特別会計の歳入は、平成25年度の決算剰余金の残額9億9,533万4,000円の計上が主なものとなっております。特別会計の歳出は、療養給付費1億6,122万9,000円の増、昨年度に設置いたしました後期高齢者医療財政調整基金への積立金7億536万2,000円を含む9億5,735万4,000円の増額補正をするものであります。

議案書20ページは、本年3月中に新年度の診療報酬明細書二次点検等に係る委託契約を執行するための債務負担行為の補正を追加するものであります。

以上、議案第5号及び議案第6号につきましてご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。

議案第5号及び議案第6号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

武田議員。

○15番（武田猛見君） 特別会計の補正内容についてなんですけれども、先日行われた広域連合の運営協議会の中で、健康診査事業の実施状況について、受診率が下がっているというような新聞報道がありました。この内容についてということと、それから、かなり市町村によって受診率にばらつきがあることと、それから受診率向上について、委員のほうから意見が出たというような内容も載っていました。その辺についての状況と、それからいわゆるば

らつきなどをどういふふう克服していく考えなのかということについて、今の時点での考えをお聞きいたします。

○議長（菅原恒雄君） 村田次長兼総務課長。

○次長兼総務課長（村田光宏君） 受診率の向上につきましては、一生懸命取り組んでいるつもりでございます。具体的に言いますと、例えば平成25年ですと、受診率の実績とすれば39.7%という数字が出ております。これが26年度、本年度はまだ途中なわけですがけれども、現在の時点で把握している中では38%、大体1%ほど下回った数字にはなっております。

ただ、受診率を把握する場合に、例えば長期間入院している方ですとか、あるいは施設に入所されて、そちらのほうでも健診を受けていらっしゃる方ですとか、さまざまな状況がありまして、実際に当広域連合が行う健診のほうで受けていただかなければならない対象者というのは、被保険者が20万人弱いらっしゃるわけですがけれども、その全員ではなくて、実際に受けるべき人数というものはそれよりもずっと少なくなります。最終的に、そういった本当に受けていただかなければならない方を把握した上で最終的な受診率を出しますので、この数字は、まだ流動的な数字というようにお考えいただきたいと存じます。

ですので、最終的に26年度の実績というふうなことになると思いますと、もうちょっと上がって、25年度よりは上回るのかなと現時点では考えているところでございます。

次に、この受診率の向上の取組でございますが、業務運営委員会という構成市町村の担当職員に集まっていただく検討の場がございます。その中には、さらに保健事業部会というものも設けております。そこには、各市町村から、保健師や栄養士といった専門職員の方も多く参加していただいております。そういった職員の中で、先ほどお話しいたしました実際の被保険者の方の受診の行動のパターンですとか、あるいは実際にどのぐらい受けていただかなければならない方がいらっしゃるかというようなお話から、あとは、このような取組をしたら、たくさんの受診対象者が集まったとか、そのような具体例を持ち寄りまして、それをさらに今度は全市町村にフィードバックをする形で、このような取組はいかがですかというような取組をしております。

広域連合は、各市町から基本的に1名ずつ職員が派遣されていますが、保健師などの専門職員を配置するには至っておりません。ですので、そういった形で、一時的ではございますけれども、各市町村から保健事業部会の委員という形で専門の職員に来ていただいて、専門的なアドバイスをお聞きして、各市町村にそれをフィードバックするというような形で取組をバックアップする、支援するという形で向上策を考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（菅原恒雄君） 武田議員、よろしいですか。

武田議員。

○15番（武田猛見君） すみません、もう一つ、いわゆる市町村によって受診率にばらつきがあるというような、ちょっと状況そのものが私もよくわからないんですけれども、そういうばらつきに対して、どういう手だてが必要なのかというようなところを、もう少しお聞きしたいんですけれども。

○議長（菅原恒雄君） 村田次長兼総務課長。

○次長兼総務課長（村田光宏君） ご指摘のとおり、受診率については、市町村によって開きがございます。事務局といたしましても、実に頭を悩ませているところではございますが、例えば、実際に紹介された話なのですが、しばらく受診をされていない方を重点的に、そのための専任の職員を臨時職員として雇って、全員に電話をかけた。すると、例えば、実は今入院しているとか施設に入っているとかという方も実際に多くいらっしゃって、本当に受診しなければならないのに受けていない方がこのくらいいらっしゃったというような実態が、いわゆる生の実態が把握できた。

さらに、健診を受けてみてはいかがですかというご連絡をしたところ、集団健診の場でしたけれども、そこではもうさばき切れないくらい集まったとか、そういうようなお話もありましたので、受診率が低い市町村に対しての特別の支援策というのはございませんので、このような方法も活用しながら、少しずつ取り組んでいただだけませんかというような働きかけをしているという状況でございます。

○議長（菅原恒雄君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第5号及び議案第6号を一括採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号及び議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号及び議案第8号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第12、議案第7号「平成27年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び日程第13、議案第8号「平成27年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

兼田事務局長。

○事務局長（兼田英典君） 議案書21ページをお開き願います。

議案第7号「平成27年度一般会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,232万6,000円とするものであります。

議案書22ページから23ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算の欄等をごらん願います。

また、別冊となっております平成27年度一般会計予算に関する説明書についてもお目通し願います。

詳細につきましては、総務課長からご説明申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） 村田次長兼総務課長。

○次長兼総務課長（村田光宏君） それでは、平成27年度一般会計予算について、詳細をご説明いたします。

平成27年度の予算に関する説明書によりご説明いたします。

4ページ、5ページをごらんください。

まず、歳入についてでございます。

1款1項1目、市町村負担金1億8,675万円は、事務費負担金で、広域連合規約に基づき算定しました事務経費及び派遣職員に係る人件費等に充てるための市町村の負担金でございます。対前年度で475万円の増額になっておりますのは、繰越金が前年度に比べて減額となったことに伴うものでございます。

戻っていただきまして、恐れ入りますが、1ページ、総括のページをお開きください。

ここで、2款、国庫支出金10億7,362万円は、全額皆減でございます。この減額は、先ほどご審議いただきました臨時特例基金を一般会計から特別会計に移行させたことに伴い、減額となったものでございます。

再び4ページをお開きください。

4款1項1目、利子及び配当金1万1,000円は、財政調整基金に係る預金利息でございます。ただいまご説明申し上げました臨時特例基金に係る預金利息が、当該基金とあわせて特別会計へ移行したため、それに相当する45万5,000円の減額となっております。

6款1項1目、基金繰入金517万6,000円は、地方財政法第7条第1項の規定により、平成25年度繰越金を財政調整基金に積み立てていたものを繰り入れするものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。

7款1項1目、繰越金及び8款1項1目は、それぞれ1,000円を存目計上しているものでございます。

8款2項3目、雑入は、職員住宅として入居している住宅の賃貸料が広域連合の規定を上回る場合の超過分について、当該職員から徴収する使用料等について予定するものでございます。

なお、平成25年度から2年間全国広域連合協議会幹事を務めており、会議等に参加する場合には協議会から旅費相当分が支給されておりましたが、それが本年5月で任期が終了しますので、その分の旅費相当分が減額となっております。

続きまして、8ページ、9ページをごらん願います。

歳出でございます。

1款1項1目、議会費195万8,000円は、議会運営に係る経費といたしまして、平成26年度実績から見積もった所要額を計上したものでございます。

2款1項1目、総務管理費のうち1節から19節までは、広域連合事務局の運営に要する経費として計上したものでございます。

主な経費といたしましては、3節職員手当は時間外勤務手当、寒冷地手当等でございます。

9節旅費は、全国後期高齢者医療広域連合協議会の諸会議等に参加する場合に要する経費等を含む額としております。

14節使用料及び賃借料は、事務用パソコン、岩手県自治会館事務室、職員住宅等の借上料、賃借料でございます。

19節負担金補助及び交付金は、派遣職員の人件費負担金でございます。

平成27年度におきましては、平成26年度と同数の職員21名の派遣を県、市、町にお願いしておりまして、派遣元市町の移動及び平成26年度の執行状況等から所要見込額を算定し、計上したものでございます。

その他、一般管理費につきましては、平成26年度の支出実績見込額から所要額を算定し計上したほか、前年度比較で10億7,400万円の減額は、おおむね同額の臨時特例交付金が特別会計に移行したことに伴い、同拠出金が減額となったことによるものでございます。

10ページ、11ページをごらん願います。

2款2項1目、選挙管理委員会費及び2款3項1目、監査委員費は、それぞれの委員会等の運営に要する経費など所要額を算定し、計上しているものでございます。

以上で、一般会計に関する説明を終わります。

○議長（菅原恒雄君） 兼田事務局長。

○事務局長（兼田英典君） 次に、議案書25ページをお開き願います。

議案第8号「平成27年度後期高齢者医療特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,534億3,168万7,000円とするものであります。

また、一時借入金の借入れの最高額は100億円とすることとし、保険給付費の各項の計上予算額に過不足が生じた場合に同一の款の各項経費の金額を流用できるよう定めるものであります。

議案書26ページから27ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算の欄等をごらん願います。

なお、別冊となっております平成27年度後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書についてもお目通し願います。

詳細につきましては、業務課長からご説明申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） 三上業務課長。

○業務課長（三上幸廣君） 平成27年度後期高齢者医療特別会計予算につきまして、歳入の概要からご説明いたします。

議案書の26ページ、27ページをごらん願います。

歳入であります。

第1款、市町村支出金243億4,634万8,000円ありますが、市町村の事務費負担金、保険料等負担金及び療養給付費負担金であります。

第2款、国庫支出金536億4,372万5,000円ではありますが、療養給付費負担金などの国庫負担金と調整交付金などの国庫補助金の合計額であります。

第3款、県支出金135億4,095万1,000円ではありますが、療養給付費負担金などの県負担金と財政安定化基金からの交付金及び一部負担金特例措置支援事業費補助金の合計額であります。

第4款、支払基金交付金615億7,401万2,000円ではありますが、社会保険診療報酬支払基金から交付されます財政支援金であります。

第5款、特別高額医療費共同事業交付金2,000万円ではありますが、同事業を担当する国民健康保険中央会からの交付金であります。

第6款、財産収入4万7,000円ではありますが、後期高齢者医療制度臨時特例基金及び後期高齢者医療財政調整基金の運用利子であります。

第8款、繰入金1億8,204万2,000円ではありますが、保険料軽減対策に充てます後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰入金であります。

第9款、繰越金ではありますが、平成26年度からの繰越金として1,000円存目計上するものであります。

第11款、諸収入1億2,456万1,000円ではありますが、預金利子のほか、第三者行為に係る交通事故損害賠償金などを含む雑入金などの合計額であります。

続きまして、歳出であります。

なお、歳出予算の内容の説明に当たりましては、別冊の予算に関する説明書によりご説明いたします。

それでは、説明書の32ページ、33ページをごらん願います。

第1款、総務費、第1項総務管理費3億1,060万4,000円ではありますが、33ページの説明欄に記載しておりますとおり、管理用事務経費のほか、電算システムの運用保守委託料や診療報酬明細書の審査等に要する経費などであります。

第2項賦課徴収費51万5,000円ではありますが、後期高齢者医療の被保険者となる被扶養者であった方の情報を作成するための委託料や市町村との協議のための旅費であります。

34ページ、35ページをごらん願います。

第2款、保険給付費、第1項療養諸費1,469億7,494万4,000円であります。療養給付費及び訪問看護療養費などのほか、岩手県国保連合会に支払います審査支払手数料などあります。

また、第2項高額療養諸費52億8,338万円ではありますが、高額療養費及び高額介護合算療養費であります。

第3項その他医療給付費3億8,364万円ではありますが、葬祭費であります。

36ページ、37ページをごらんください。

第3款、県財政安定化基金拠出金6,552万9,000円ではありますが、これは広域連合の財政運営の安定化を図るため、療養給付費の増加などのリスクに備えまして、県に設置する財政安定化基金に積立てをしようとするものであります。

第4款、特別高額医療費共同事業拠出金2,252万円ではありますが、国民健康保険中央会が行います同事業に拠出するものであります。

第5款、保健事業費3億3,455万3,000円ではありますが、健康診査事業や人間ドック等に係ります健康保持増進事業への補助金などであります。

なお、前年度に比べまして、730万6,000円の減となっておりますが、健診の事業単価を見直し、実勢額で計上したものであり、事業料については、今年度と同程度となっております。

38、39ページをごらんください。

第7款、基金積立金4万8,000円ではありますが、後期高齢者医療財政調整基金と後期高齢者医療制度臨時特例基金から生ずる運用利子収入を基金に積み立てるものであります。

第8款、公債費395万3,000円ではありますが、一時借入金の利子であります。

第9款、諸支出金4,200万1,000円ではありますが、保険料負担金、還付金等であります。

第10款、予備費は1,000万円を計上したものであります。

以上、説明を終わります。

○議長（菅原恒雄君） 兼田事務局長。

○事務局長（兼田英典君） 以上、議案7号及び議案第8号につきましてご説明を申し上げました。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。

議案第7号及び議案第8号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第7号及び議案第8号を一括採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号及び議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（菅原恒雄君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって今期定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時58分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 菅 原 恒 雄

署 名 議 員 武 田 平 八

署 名 議 員 長 谷 川 和 男